

# 緑の分権改革推進会議第4分科会（第1回） 議事要旨

1 日時 平成22年11月4日（木） 13時00分～15時00分

2 場所 株式会社建設技術研究所13階大会議室

3 出席者 飯田委員、岡田委員、谷口委員、堀尾委員（主査）

## 4 議事次第

（1）開会

（2）議事

- ①緑の分権改革について
- ②分科会の進め方について
- ③事業展開実証調査について
- ④現地調査の実施について
- ⑤ガイドラインの作成について
- ⑥賦存量調査の手法について

## 5 議事の経過

事務局より、資料の説明を行い、その後以下の討議が行われた。

### <議事①>

- ガイドラインの名称中に用いている「クリーンエネルギー」という用語については、より一般的な用語である「再生可能エネルギー」に置き換えるとともに、水素エネルギー等の再生可能エネルギー以外のエネルギーも含めるという意味で「再生可能エネルギー等」とする。

### <議事②>

- 本分科会は、今後の地方公共団体における再生可能エネルギー等の活用に資することを目的とした、その基礎となる賦存量等の調査についての統一的なガイドラインを作成する趣旨で設置されたものであるが、ガイドラインの作成だけにとどまらず、希望があれば、「緑の分権改革」に積極的に取り組む地方公共団体に対するアドバイス等も行っていくべきではないか。

### <議事③>

- 事業展開実証調査の詳細調査においては、成功事例だけでなく、ポテンシャルがあったにも関わらずうまくいかなかった事例についても抽出して結果を分析し、「緑の分権改革」推進

事業の成果を最大限活用することが望ましい。また、事業展開の可能性等を検討するためには、各受託団体の取組におけるキャッシュフローについても把握しておくべきである。

<議事④>

- 現地調査については、各受託団体の取組状況を踏まえながら、調査地を決定する。時間等の余裕があるのであれば、1つ核となる調査地を決め、その周辺についても調査することも検討してよいのではないか。

<議事⑤>

- ガイドラインについては、研究者ではなく、実際に事業を行う担当者向けのものとして作成するものとし、加えて、パンフレットといった形で概要版も作成してはどうか。なお、配布については、紙、DVD、ホームページ等による配布が考えられる。

<議事⑥>

- 説明資料7については、今後の分科会において賦存量調査の手法を検討する際のたたき台という位置づけとする。
- 利用可能量の定義はさまざまであり、今後の分科会において、その定義につき検討する必要がある。

以上

(文責：総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室)